

民間流通麦の入札業務規程

制定 平成 11 年 9 月 3 日	改正 平成 19 年 7 月 5 日
改正 平成 12 年 6 月 28 日	改正 平成 21 年 9 月 25 日
改正 平成 13 年 6 月 27 日	改正 平成 22 年 11 月 29 日
改正 平成 14 年 7 月 5 日	改正 平成 23 年 8 月 18 日
改正 平成 15 年 6 月 26 日	改正 平成 24 年 9 月 18 日
改正 平成 16 年 6 月 8 日	改正 平成 25 年 8 月 23 日
改正 平成 17 年 6 月 8 日	改正 平成 30 年 6 月 23 日
改正 平成 18 年 8 月 10 日	改正 令和元年 8 月 20 日

(目的)

第1条 この業務規程は、民間流通麦促進対策実施要領（平成 11 年 9 月 1 日付け 11 食糧業第 596 号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知（以下「実施要領」という。））第 4 の 3 に基づき、民間流通する主食用の国内産麦（以下「民間流通麦」という。）の産地別銘柄ごとの透明性のある適正な価格を形成するとともに、民間流通麦の取引の指標となる価格を明らかにするために行う入札取引に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札の場所)

第2条 入札取引（以下単に「入札」という。）は、一般社団法人全国米麦改良協会（以下「改良協会」という。）において行う。

(入札の実施期日)

第3条 入札は、原則として毎年麦のは種前において 2 回行うものとし、入札の実施期日は、毎年改良協会が民間流通連絡協議会（以下「協議会」という。）の了承を得て定める。

2 改良協会は、入札の実施期日を定めたときは、速やかに公表するとともに、次条又は第 5 条の規定により登録を受けた者に通知する。

(売り手の登録)

第4条 国内産麦の生産者から販売の委託（間接的な委託を含む。）を受けた都道府県経済農業協同組合連合会又は全農都道府県本部及び都道府県主食集荷協同組合連合会であつて、入札に参加しようとする者は、改良協会が別に定める民間流通麦の入札業務細則（以下「業務細則」という。）で定めるところにより、年産ごとに改良協会の登録を受けて、登録に係る年産の民間流通麦を入札に付すことができる。

この場合の登録は、業務細則で定めるところにより、登録を受ける者の名を登録簿に記載することにより行うものとする。

2 前年産の入札において、公正な価格形成を妨げ、又は妨げるおそれがあると認められる

行為をした者が前項の登録を受けようとするときは、改良協会は、協議会の決定を経て、当該登録に当たり制限又は条件を付すことができる。

(買い手の登録)

第5条 国内産麦の直接需要者又はその団体であつて、入札に参加しようとする者は、業務細則で定めるところにより、年産ごとに改良協会の登録を受けて、登録に係る年産の民間流通麦に対して入札の申込みができる。

この場合の登録は、業務細則で定めるところにより、登録を受ける者の名を登録簿に記載することにより行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の登録について準用する。

(入札上場)

第6条 次の各号の要件のいずれかを満たす産地別銘柄については、協議会の確認を受けて、上場しなければならない。ただし、当該年産の4年前の年産から2年前の年産までの3ヶ年平均の当該都道府県内における流通数量の割合が業務細則で定める比率以上の産地別銘柄及び協議会において入札に付す必要がないと認められたものとして業務細則で定める産地別銘柄は除くこととする。

(1) 小麦にあつては、販売予定数量(実施要領第5に定める「需要拡大推進枠」を設定する産地銘柄については、優先数量を除く。以下同じ。)が3千トン以上の産地別銘柄であること。

(2) 小粒(六条)大麦、大粒(二条)大麦及びはだか麦にあつては、販売予定数量が1千トン以上の産地別銘柄であること。

2 第4条第1項の登録を受けた者(以下「売り手」という。)は、業務細則で定める日までに、麦種(小麦、小粒(六条)大麦、大粒(二条)大麦及びはだか麦の別をいう。以下同じ。)ごとに、前項の要件を満たす産地別銘柄の当該年産における販売予定数量に、民間流通地方連絡協議会において協議の上で決定した入札上場比率を乗じた数量を入札に付する数量(以下「入札上場数量」という。)として改良協会に申し出るものとする。ただし、前項の要件を満たす産地別銘柄について、上場しなければならない数量が100トン未満となる売り手は、当該産地別銘柄を上場しないことができるものとする。また、入札上場数量は、10トンの整数倍の数量となるように四捨五入による整理を行うものとする。

3 入札実施回数ごとの入札上場数量は、前項における入札上場数量の50%に相当する数量とする。ただし、端数が発生する場合は、第1回の入札にその端数を加えることとする。

(希望上場)

第7条 売り手は、前条の要件を満たす産地別銘柄以外のものについて、入札による価格形成を希望するときは、前条第1項の規定にかかわらず、これを入札に付すことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定については、希望上場について準用する。

(地域区分上場)

第8条 売り手は、前2条の上場の際し、当該上場に係る産地別銘柄について、地域区分(同一の都道府県内における一の産地別銘柄の民間流通麦に係る生産された地域の区分をいう。以下同じ。)別に入札に付すことを希望する産地別銘柄がある場合には、事前に協議会の了承を得て業務細則に定めるところにより、改良協会に申し出るものとする。

この場合、地域区分別の販売予定数量が、小麦にあつては、1,000トン以上を対象とする。

2 前項の規定により申出をした場合には、第6条第2項及び第3項の規定については、地域区分上場について準用する。

また、第7条の希望上場についても同じとする。

(買い手への入札上場数量の通知)

第9条 改良協会は、前3条の申出があつたときは、売り手別の産地別銘柄(地域区分別の銘柄により申出が行われた場合には当該地域区分別の銘柄。以下「入札上場銘柄」という。)ごとの入札上場比率、入札上場総数量及び入札実施各回ごとの上場数量を取りまとめ、業務細則で定める日までに、第5条第1項の登録を受けた者(以下「買い手」という。)に通知する。

(入札)

第10条 買い手は、その氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)並びに入札の申込みを行おうとする入札上場銘柄について入札実施各回ごとに売り手別に申込買受希望価格及び申込買受希望数量を明示して一通の入札の申込みを行う。

2 買い手は、郵送又は宅配便により入札の申込みを行うものとする。

なお、改良協会に直接持ち込むこともできることとする。

(申込買受希望価格)

第11条 申込買受希望価格は、次に定める条件の価格とする。

ばらのものであつて、農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づく品位等検査の結果1等に格付けされるものであつて産地における倉庫在姿の価格とし、消費税及び地方消費税相当額は含まない額とする。

(基準価格)

第12条 小麦の基準価格は、前年産の指標価格(入札上場銘柄ごとの落札価格を落札数量により加重平均した価格をいう。以下同じ。)に以下の計算式で求められる変動率を乗じて

得た価格（小数点以下四捨五入）を基本として協議会で決定する。

変動率の計算

$$(A + (B \times (C / D))) / E$$

(1) Aは、当該年産の第1回入札実施時点の輸入小麦政府売渡価格（5銘柄平均）。

(2) Bは、TPP協定に記載された当該年産の第1回入札実施時点の最低マークアップの上限額と前年産の第1回入札実施時点の上限額との差額をトン当たり換算した額。

(3) Cは、第1回入札実施時点及びその前期の輸入小麦政府売渡価格の平均買付価格の算定期間における一般麦の「輸入小麦の入札結果の概要」のカナダ産及びオーストラリア産の数量の合計。

(4) Dは、(3)と同一期間における一般麦の「輸入小麦の入札結果の概要」の全ての産地国の数量の合計。

(5) Eは、前年産の第1回入札実施時点の輸入小麦政府売渡価格（5銘柄平均）。

- 2 前年産において入札に付されていない入札上場銘柄の基準価格は、当該入札上場銘柄の前年産の相対価格、類似上場銘柄の指標価格等に前項の計算式で求められる変動率を乗じて得た価格を基準として協議会で決定する。
- 3 大麦・はだか麦の基準価格は、前年産の指標価格を基本として協議会で決定する。ただし、前年産において入札に付されていない入札上場銘柄の基準価格は、当該入札上場銘柄の前年産の相対価格、類似上場銘柄の指標価格等を基準として協議会で決定する。
- 4 改良協会は、前3項の基準価格について、第9条の通知を行う際に、併せて買い手に通知する。

(値幅制限)

第13条 第1回入札及び第2回入札に係る入札の値幅は、当該年産の産地別銘柄別の基準価格の±10%とする。

- 2 買い手が、基準価格の上限価格（基準価格にその10%に相当する金額を加えて得た額）を超えた価格（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた価格とする。）及び基準価格の下限価格（基準価格からその10%に相当する金額を減じて得た額）に満たない価格（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた価格とする。）で入札の申込みをした場合は、当該入札の申込みは無効とする。
- 3 再入札に係る入札の値幅は、売り手の申し出により再入札上場銘柄ごとに設定する。
- 4 再入札において買い手が、基準価格に前項に規定する値幅に相当する金額を加えて得た額を超えた価格（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた価格とする。）及び前項に規定する値幅に相当する金額を減じて得た額に満たない価格（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた価格とする。）で入札の申込みをした場合は、当該入札の申込みは無効とする。

(申込買受希望数量)

第14条 買い手は、申込買受希望数量について、10 トンを1口として口数単位で申し込むこととする。

2 買い手が入札上場銘柄ごとの入札上場数量を超えた入札の申込みをした場合、当該入札の申込みは全量無効とする。

(買い手の入札申込限度数量)

第15条 改良協会は、入札実施各回ごとに買い手ごとの入札申込限度数量（以下「買い手別入札申込限度数量」という。）を麦種ごとに設定する。

2 買い手別入札申込限度数量は、次の算式により算出した数量とする。

$$(A/B) \times C \times D$$

・Aは、買い手ごとの当該年産の4年前の年産から2年前の年産までの3ヶ年平均の当該麦種についての国内産麦買受実績数量

ただし、第6条第1項ただし書きの内、協議会において入札に付す必要がないと認められた産地別銘柄に係る買受実績数量を除く

・Bは、全直接需要者の当該年産の4年前の年産から2年前の年産までの3ヶ年平均の当該麦種についての国内産麦買受実績数量

ただし、第6条第1項ただし書きの内、協議会において入札に付す必要がないと認められた産地別銘柄に係る買受実績数量は除く

・Cは、当該麦種についての入札実施各回ごとの入札上場数量の合計数量

・Dは、協議会で決定された数値である1.45

3 前項により算出された数量が、次の各号の麦種ごとに掲げる数量以下となる場合には、当該麦種ごとに掲げる次の数量を買い手別入札申込限度数量とする。

(1) 小麦 70 トン

(2) 小粒（六条）大麦 10 トン

(3) 大粒（二条）大麦 20 トン

(4) はだか麦 10 トン

4 4年前の年産から2年前の年産までの間すべての年産について国内産麦の当該麦種の買受実績のない買い手の買い手別入札申込限度数量については、前項各号に規定する数量とする。

5 相続又は合併により他の法人の地位を継承した買い手の買い手別入札申込限度数量は、業務細則で定める数量とする。

6 買い手が、第1項、第3項又は第4項の規定による麦種ごとの買い手別入札申込限度数量を超えて入札の申込みを行ったときは、当該麦種に係る入札の申込みはすべて無効とする。

7 改良協会は、買い手別入札申込限度数量について、第9条の通知を行う際に、併せて買い手に通知する。

(落札の決定)

第16条 改良協会は、入札実施各回ごとに各買い手の入札の申込みのうち申込買受希望価格の高いものからその申込数量を順次落札する。

2 前項の場合において、最後の順位の価格の申込者に係る落札数量は、入札上場数量から既に落札した数量を控除した数量の範囲内で決定し、最後の順位の価格の申込者が複数
のときは、それぞれの申込買受希望数量の割合に応じて決定する。この場合において第14
条第1項の申込買受希望数量の単位に満たない端数が生ずる場合は、入札上場数量のす
べてが落札されるよう電算機により無作為に落札者を抽出して決定する。

3 改良協会は、前2項の規定により落札された麦の落札価格及び落札数量を速やかに当
該落札に係る売り手及び買い手に対して通知する。

(不落札の麦の取扱い)

第17条 売り手は、前条の落札決定の結果、落札されなかった入札上場銘柄が発生したと
きは、当該入札上場銘柄について、その希望により再入札に付することができる。

2 売り手は、前項の再入札上場を行おうとするときは、再入札に付す入札上場銘柄を速や
かに改良協会に申し出る。

3 再入札の上場数量は、当該上場銘柄の第1回及び第2回入札における落札残数量の全
量とする。

(再入札)

第18条 改良協会は、売り手から前条第2項の再入札の申し出があったときは、再入札を
行う実施期日を定めて再入札を実施する。

2 再入札の実施回数は、1回とする。

3 再入札に参加できる買い手は、当該上場銘柄の第1回又は第2回入札の落札者のみと
する。

4 改良協会は、再入札の実施期日を決定したときは、再入札の実施期日にあつては当該売
り手及び当該買い手に、再入札上場銘柄、再入札上場数量及び再入札の値幅にあつては買
い手に速やかに通知する。

5 再入札の当該買い手の申込限度数量は、第1回入札における申込限度数量と同数とす
る。ただし、当該買い手の申込限度数量が再入札上場数量を上回る場合は、再入札上場数
量を上限とする。

6 第10条から第14条まで及び第16条の規定については、再入札について準用する。

(契約の締結)

第 19 条 第 16 条第 3 項の通知を受けた売り手及び買い手は、当該通知に係る麦の売買契約を速やかに締結する。

2 前項の売買契約に係る価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とする。

(公平な入札取引の確保)

第 20 条 売り手又は買い手は、入札取引において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 売り手に係る行為

① 売り手が買い手の申込価格又は申込数量を制限する行為

② 売り手が買い手に対し、第三者への転売又は買戻しを条件として入札を働きかける行為

③ 売り手が買い手に対し、入札等の実施に当たり、割戻しその他特別な利益の提供(以下「利益の提供等」という。)を行う行為

(2) 買い手に係る行為

① 他の買い手と共同して入札価格を決定する行為

② 入札価格又は入札数量に関し、売り手又は売り手に販売を委託した者の意向に沿って入札する行為

③ 買い手が売り手に対し、入札等の実施に当たり、利益の提供等を要求する行為

(3) その他、入札における公正な価格形成を妨げ、又は妨げるおそれがあると認められる行為

2 改良協会は、売り手又は買い手が前項に掲げる行為を行った又は行ったおそれがあると認める場合は、協議会に報告するものとする。

(入札結果の公表、売り手及び買い手への情報提供)

第 21 条 改良協会は、第 1 回入札、第 2 回入札及び再入札が終了後、速やかにそれぞれの産地別銘柄別・売り手別の上場数量、落札加重平均価格、申込数量、落札数量、落札残数量、申込数量倍率を公表する。

2 改良協会は、第 1 回、第 2 回及び再入札のすべてが終了後、速やかに入札に係る結果を一本に取りまとめ産地別銘柄別の上場数量、指標価格、申込数量、落札数量、落札残数量及び申込数量倍率を公表する。

3 改良協会は、前 2 項に規定するもの以外の事項について、売り手又は買い手(売り手及び買い手が組織する全国団体であって、協議会の承認を受けたものを含む。)に情報を提供しようとするときは、協議会の承認を受けなければならない。

(業務細則)

第 22 条 本業務規程で定めるもののほか、実施に必要な書類の様式その他必要な事項については、業務細則で定める。

附則

この改正規程は令和 2 年産麦の入札から適用する。